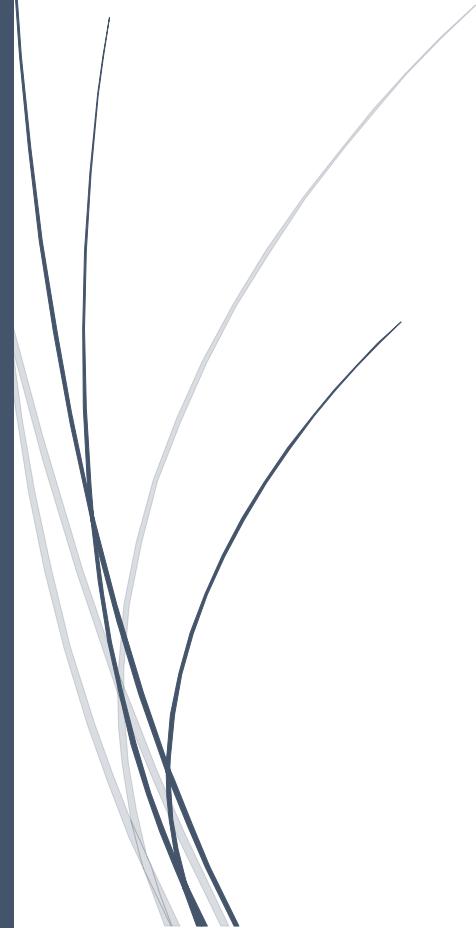




# 市営住宅入居 申込みのご案内



鉢田市

# 目次

1	市営住宅の概要 .....	1
2	入居申込者の資格 .....	3
3	同居親族 .....	3
4	収入基準 .....	4
5	所得額及び控除額 .....	5
6	募集と申込み方法 .....	6
7	入居申込みに必要な書類 .....	6
8	申込後の状況変化の報告 .....	8
9	入居の手続き .....	8
10	入居後の注意事項 .....	9
	市営住宅入居申込書 .....	10
	給与支払証明書 .....	11
	在職証明書 .....	12
	退職予定証明書 .....	13
	婚約証明書 .....	14
	単身入居の入居者資格認定のための申立書 .....	15

## 1 市営住宅の概要

### (1) 戸数と構造関係

所在地：鉢田市串挽 1311 番地

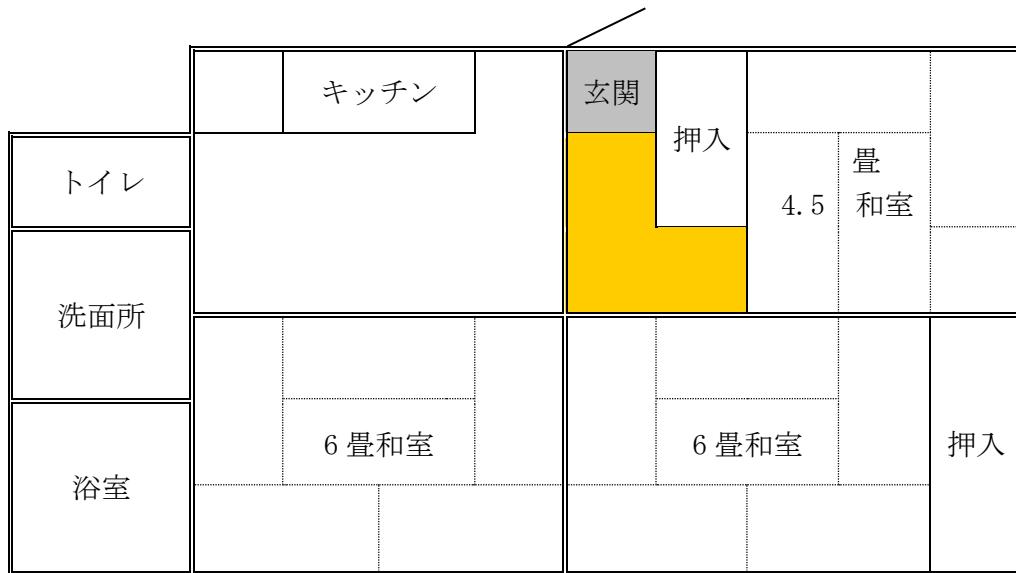
戸 数：41棟82戸

築年	戸 数	構 造	床面積	間 取 り	月額家賃(円)
S53	30戸	軽量鉄骨 平屋建	55.97 m <sup>2</sup>	和6畳×2・和4.5畳・DK トイレ・浴室（風呂釜なし）	9,300～ 24,700
S54	26戸	軽量鉄骨 平屋建	55.97 m <sup>2</sup>	和6畳×2・和4.5畳・DK トイレ・浴室（風呂釜なし）	9,700～ 25,700
S55	22戸	軽量鉄骨 平屋建	60.53 m <sup>2</sup>	和6畳×2・和8畳・DK トイレ・浴室（風呂釜なし）	10,900～ 28,800
H13	2戸	木 造 平屋建	54.65 m <sup>2</sup>	和6畳×2・洋4.5畳・DK トイレ・浴室（風呂釜あり）	15,900～ 42,200
H27	2戸	木 造 平屋建	54.65 m <sup>2</sup>	和6畳×2・洋4.5畳・DK トイレ・浴室（風呂釜あり）	18,500～ 49,000

※月額家賃は入居者の所得に応じて賦課します。上の表は平成30年度算定の参考値です。

### (2) 標準間取り

3DK (和6 + 和6 + 和4.5 + DK 54.65～60.53 m<sup>2</sup>) ※一部洋間あり



### (3) 設備関係

トイレ	浴 室	駐車場	エアコン	T Vアンテナ
洋式	有 ※風呂釜及び湯沸かし器無	無	無	無

### (4) 利便性

電気 (30A)	L P ガス (集中プロパンガス)	上下水道 (公共)	小中学校
東京電力(株) 0120-995-331	東部液化石油(株) 水戸支店 029-224-9749	(上水道)水道課 32-4333 (下水道)都市計画課 36-7754 (直通)	・鉢田南小 ・鉢田南中

(5) 位置図



## 2 入居申込者の資格

申込者は、次に掲げる要件をすべて備えている方に限ります。また、入居が決定した際に連帯保証人を2名立てていただくことになります。

(1) 現在住宅に困っていること。

持ち家のある方、又は既に公営住宅に入居している方は、原則として申込みできません。

(2) 申込み時点で、市内に住所又は勤務場所があること。

(3) 同居又は同居しようとする親族があること。(詳細については「3 同居親族」参照)

(4) 収入基準にあてはまること。(詳細については4ページ「4 収入基準」参照)

(5) 市町村税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員でないこと。

## 3 同居親族

(1) 親族には、配偶者、子、兄弟姉妹などの他、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者も含みます。なお、婚約中の申込受付は、挙式予定日又は入籍予定日からさかのぼって2か月以内です。

(2) 単身者でも、次の場合は申込みをすることができます。ただし、日常生活において常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難な方は入居できません。

① 満60歳以上の方

② 障害者で、障害の程度が次に掲げる程度の方

(ア) 身体障害者で障害の程度が1級～4級

(イ) 精神障害者で障害の程度が1級～3級

(ウ) 知的障害者で障害の程度がマルA, A, B級

③ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

④ 原爆被害者の医療等に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けた方

⑤ 生活保護を受けている方

⑥ 海外からの引揚者で引き揚げ後5年以内の方

⑦ ハンセン病療養所入所者等

⑧ DV被害者で、次に掲げる方

(ア) 法による保護又は保護が終了してから5年以内の方

(イ) 裁判所がした命令の申し立てを行った者で、命令の効力を生じた日から5年以内の方

(3) 同居が不自然な場合は、申込みは認められません。

・離婚調停中の場合を除き夫婦を分割して同居しようとする場合

・婚約中で、婚約者の他に両親又は祖父母の一方のみと同居しようとする場合等

## 4 収入基準

### (1) 入居申込者資格の収入基準

世帯区分	収入月額	該当する世帯
一般世帯	158,000円以下	裁量世帯以外の世帯
裁量世帯	214,000円以下	ア 60歳以上の方のみの世帯。又は、60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯。 イ 「3 同居親族」(2) の②③④⑥⑦に該当する同居者がいる世帯 ウ 小学校就学前の子供がいる世帯

### (2) 収入月額の計算方法

収入月額 = (世帯の年間合計所得額 - 扶養人数(同居及び別居) × 380,000 - 特別控除額) ÷ 12ヶ月

### (3) 収入基準の早見表

なお、中途就職又は転職した場合は、早見表は利用できません。都市計画課で計算しますのでご相談ください。

#### ● 収入基準早見表

年間総所得金額

種別	同居しようとする親族(本人を除く)及び別居扶養家族の人数						
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般世帯	1,896,000円以下	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下	3,416,000円以下	3,796,000円以下	4,176,000円以下
裁量世帯	2,568,000円以下	2,948,000円以下	3,328,000円以下	3,708,000円以下	4,088,000円以下	4,468,000円以下	4,848,000円以下

## 5 所得額及び控除額

### (1) 世帯の年間合計所得額

ア 次により所得額を出して合算します。

a) 給与所得の場合

給料、賃金、賞与等給与に係る所得で、その額は支払い金額から給与所得控除額と特定支出控除額を差し引いた金額

(源泉徴収票の給与所得控除後の金額又は課税証明書等に記載されている所得額)

b) 事業所得の場合

農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業による収入  
(課税証明書等に記載されている所得額)

c) 公的年金の収入は雑所得となります。

(課税証明書等に記載されている所得額)

イ 次のような収入や所得は、所得額の計算には含めません。

- a) 退職所得、譲渡所得等一時的な所得
- b) 生活保護の各種扶助、雇用保険及び労災保険の各種給付金
- c) 遺族年金、児童扶養手当及び障害年金
- d) 仕送りによる収入
- e) 退職予定者(2か月以内に退職予定の方に限ります。)の給与所得等

ウ 年の中途で就職、転職した方は、1か月分満額支給月が1か月以上の実績を基に1年分に換算して所得額を算定します。

### (2) 扶養人数

申込者以外の同居予定親族と別居中の扶養親族の合計数となります。

扶養親族控除額=〔同居予定親族数(申込者を除く)+別居扶養親族数〕×380,000円

### (3) 特別控除額

控除種別	控除対象者	控除額
老人控除対象配偶者	控除対象配偶者の内、70歳以上の方	1人につき10万円
老人扶養親族控除	扶養親族の内、70歳以上の方	
特定扶養親族控除	扶養親族の内、16歳以上23歳未満の方	1人につき25万円
寡婦(寡夫)控除	配偶者を亡くした、又は離婚して再婚しておらず親族を扶養している方 (所得額が500万円を超える方は受けられません)	27万円(所得が27万円に達しないときはその額)
障害者控除	申込者や扶養家族で、障害者手帳(3級~6級)又は療育手帳(B級)を持っている方	1人につき27万円
特別障害者控除	障害者手帳(1級~2級)又は療育手帳(マルA・A級)を持っている方	1人につき40万円

## 6 募集と申込み方法

### (1) 定期募集

空家が出た場合、一定期間を設けて入居者を募集します。なお、応募者が募集戸数を超える場合は、公開抽選により入居予定者を決定します。

### (2) 随時募集

空家の有無にかかわらず常時申込みを受付します。申込書は年度内有効となります。

### (3) 申込み方法

所定の入居申込書に必要書類を添付して、鉢田市役所都市計画課に持参するか郵送により提出してください。(詳細については、3ページ「入居申込者の資格」参照)

### (4) 申込書及び添付書類に記載された個人情報は入居管理のために使用します。

## 7 入居申込みに必要な書類

### (1) 必須書類

入居申込み者全員	<input type="checkbox"/> 市営住宅入居申込書 (様式第1号)	必要事項を記入する。 (詳細については、10ページ「記入例」参照)
	<input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票謄本 (住民票担当部署)	※本籍地・続柄記載のもの市町村長発行のもの(発行後3ヶ月以内のもの)入居しようとする親族全員のもの(続柄等記入のあるもの)
	<input type="checkbox"/> 課税又は非課税証明書 (税務担当部署) 又は直近の源泉徴収票写し	市町村長発行のもの(発行後3ヶ月以内のもの) 前年分の所得金額及び年税額、控除等が記載されているもの。 ※課税証明書が発行されない時期(1月からおおむね6月)に 申込む場合 ・前々年分課税証明書 ・源泉徴収票(社印又は代表者印のあるもの、個人の場合は実印のあるもの。) 又は確定申告書控えのコピー(受付印のあるもの)が必要です。
	<input type="checkbox"/> 市町村税の納税状況が 分かる証明書 (税務担当部署)	市町村長発行のもの(発行後1ヶ月以内のもの) 市町村税納税証明書を提出してください。
	<input type="checkbox"/> 保険証のコピー	入居しようとする親族全員の分(カード以外の保険証は被扶養者の欄も含める。)
	<input type="checkbox"/> 申立書及び念書	入居申込者及び同居人が暴力団員でないことを確認させていただきます。
	<input type="checkbox"/> その他	市が必要として求める書類

(2) 特別な自由がある場合に必要な書類

下表の区分に該当する場合は、他に添付書類が必要です。なお、判断に迷ったり、いずれの項目にも該当しない場合は、都市計画課にお問合せください。

申込者の特別な事由	添付書類
<b>名義人が就職又は転職した場合</b> (前年1月から現在までに)	<input type="checkbox"/> 給与支払証明書（別紙申込様式第2号） ※注：満額1ヶ月以上の実績があるもの
<b>名義人が退職し、再就職していない場合</b> (前年1月から現在までに)	<input type="checkbox"/> 退職証明書 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票のコピー <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証明書のコピーなど <input type="checkbox"/> 年金証書・年金裁定通知書のコピー（再就職せず年金受給（予定）の場合）
<b>収入がある者が同居する場合</b>	<input type="checkbox"/> 収入がある者の課税証明書又は直近の源泉徴収票写し <input type="checkbox"/> 市町村税の納税状況が分かる証明書 <input type="checkbox"/> 給与支払証明書（別紙申込様式第2号）（前年1月から現在までに就職又は転職した場合） <input type="checkbox"/> 退職予定証明書（別紙申込様式第4号）（退職予定の場合） ※注：退職日の2ヶ月前からの受付となります。 退職予定証明書を提出した方は、入居時までに退職を証明する書類（雇用保険被保険者離職票のコピー等）
<b>同居親族が退職した場合又は収入がない場合</b>	<input type="checkbox"/> 退職証明書 <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者離職票のコピー <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証明書のコピー <input type="checkbox"/> 非課税証明書 <input type="checkbox"/> 年金証書・年金裁定通知書のコピー（再就職せず年金受給（予定）の場合）
<b>婚約中の場合</b>	<input type="checkbox"/> 婚約証明書（別紙申込様式第5号） ※注：挙式日又は入籍日の2ヶ月前からの受付となります。 婚約証明書を提出した方は、入籍後の戸籍謄本及び住民票
<b>片親世帯等の場合</b>	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの）（母子・父子世帯及び名義人が独身で、親・兄弟姉妹と入居する場合等）
<b>単身者申込みの場合</b>	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの） <input type="checkbox"/> 単身入居の入居者資格認定のための申立書（別紙申込様式第6号）
<b>障害者世帯の場合</b>	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、知的障害者療育手帳のコピー
<b>外国人世帯の場合</b>	<input type="checkbox"/> 個人ごとの登録原票記載事項証明書（在留資格・期間の記載のあるもの） ※注：市町村長発行のもの（発行後3ヶ月以内のもの）
<b>生活保護世帯の場合</b>	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者証明書 ※注：福祉事務所長発行のもの（発行後3ヶ月以内のもの）
<b>その他場合により必要な書類</b>	<input type="checkbox"/> 在職証明書（別紙申込様式第3号） （就職年月日が不明な方又は、市外居住者で市内に勤務場所を有する方の場合） <input type="checkbox"/> 賃貸契約書のコピー（家賃が高いこと等を理由で申込む場合） <input type="checkbox"/> 立退証明書（立退を理由に申込む場合）

## 8 申込後の状況変化の報告

入居申込書は、申込を受理した日から年度内有効です。申込書を提出した後、次のア～カに掲げるような時は必ず都市計画課にご連絡ください。

変更内容によっては、改めて必要書類を提出していただき、申込資格を再審査し、場合によっては入居資格がなくなる場合もあります。

- ア 住所・連絡先・氏名・家族などに変更があったとき
- イ 勤務先が変わったとき
- ウ 退職予定日が変わったとき
- エ 挙式予定日が変わったとき
- オ 市営住宅以外の住宅への入居が決まり、申込みの必要がなくなったとき

## 9 入居の手続き

### (1) 誓約書の提出と敷金の納入

申込者と連帯保証人が署名する誓約書を出すとともに、敷金を納めていただきます。期日までに手続きが完了しないと、入居予定を取り消すことがあります。

### (2) 連帯保証人の資格

連帯保証人は入居者の身分保証に限らず、家賃等の債務、その他の義務を入居者と連帯して果たしていただくので、次の要件を満たしていかなければなりません。

- ア 市内に住所又は勤務場所があること。ただし、入居者の親族である場合は市外に住所がある方でも結構です。
- イ 入居者と同程度以上の収入があること。
- ウ 入居者と独立の生計を営んでいること。

### (3) 誓約書に添付する書類

- ア 所得証明書（連帯保証人の所得金額が記載されているもの）
- イ 印鑑登録証明書（申込者及び連帯保証人各1通）
- ウ 敷金（家賃の3ヶ月分）の納入済領収書のコピー
- エ 戸籍謄本（連帯保証人が市外の親族の場合のみ）
- オ 在職証明書（連帯保証人の住所が市外にあり、市外に勤務場所がある場合のみ）

### (4) 入居説明会

- ア 入居にあたっての注意事項や入居してから守っていただく事項などを説明します。
- イ 入居決定通知書と鍵を渡します。

### (5) 入居

入居説明会の日（入居指定日）から入居でき、家賃もこの日から頂きます。また、入居指定日より15日以内に入居してください。

## 10 入居後の注意事項

### (1) 家賃以外の支出

- 毎月家賃の他に次のような経費がかかります。
- ア 上水道および汚水処理施設使用料
  - イ 電気・ガス料金
  - ウ 畳の表替え、破損によるふすま・障子の張替え、破損ガラスの修繕
  - エ 鍵、ドアの取っ手、蛍光灯などの交換費用
  - オ その他小修繕に要する費用

### (2) 収入申告（報告）の提出

毎年7月から8月中旬までの間に、翌年度の家賃の額を決定するために必要となる「収入申告（報告）」を行っていただくことになります。

こちらから送付します「収入申告（報告）書」とともに、当年度の課税証明書などを添付して提出していただくことになりますが、提出されない場合や添付書類が不備な場合は、近隣の民間住宅と同程度の家賃（近傍同種の住宅家賃）をいただくことになりますので、ご承知ください。

### (3) 収入基準を超えた場合

入居後3年を経過した後、一定の収入基準額を超えて収入超過者となったときは住宅の明渡し努力義務が生じるとともに、本来の家賃の他に一定の家賃が加算されます。さらに入居後5年以上たって高額所得者となったときは、同規模の民間住宅家賃と同程度の家賃を支払っていただくとともに速やかに住宅を明け渡していただくことになります。

### (4) 禁止事項

市営住宅は共同生活の場ですので、次のことを禁止しています。守っていただけない場合、住宅の明渡しを請求することもありますので十分にご注意ください。

- ア 周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為
- イ 不正行為による入居、住宅を他の人に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡すること
- ウ **家賃の滞納**
- エ 無断で住宅の模様替えや増築をすること
- オ 住宅又は共同施設を故意に損傷すること
- カ 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
- キ 住宅を住宅以外の目的で使用すること

## 市営住宅入居申込書

## 記入例

令和〇〇年〇月〇日

鉢田市長様

申込者 **鉢田 太郎** ○印

次のとおり相違ないので、市営住宅の入居を申し込みます。

なお、この申込みに虚偽の内容があるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

募集区分	定期募集	希望住宅名			住戸番号	号室		
申込者	現住所	<b>〒311-1517 鉢田市鉢田4321</b> 電話番号 <b>0291-33-△△△△</b> 携帯電話番号 <b>090-0000-0000</b>						
	勤務先所在地	<b>〒311-1504 鉢田市安房999</b> 電話番号 <b>0291-33-□□□□</b> (内線番号) <b>1111</b>						
区分	(フリガナ)氏名		続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先	備考
申込者	(ホコタタロウ)		本人	男	M・T・ <input checked="" type="radio"/> H  <b>50年11月22日</b>	<b>43</b>	○○株式会社	
申込者の定親族の親族	(ホコタハナコ)		妻	女	M・T・ <input checked="" type="radio"/> H  <b>52年10月11日</b>	<b>41</b>		
	( )				M・T・S・H  年月日			
	( )				M・T・S・H  年月日			
	( )				M・T・S・H  年月日			
	( )				M・T・S・H  年月日			
	( )				M・T・S・H  年月日			
現住宅の状況	住宅の種類	持家(名義人氏名: )・続柄: ) <input checked="" type="radio"/> 民間住宅 民間アパート 社宅 公営住宅 公団住宅 借間寮 その他						
	住宅に困っている理由	1 住宅以外の建物 2 保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。 3 他の世帯と同居又は世帯を分離している。 4 過密な居住環境 5 立ち退き要求を受けている。 6 遠距離通勤である。 (間取) 7 高い家賃を払っている。 8 家族と別居中である。 9 婚約中である。 10 その他( ) )						
世帯区分	① 一般 6 その他( )	2 老人	3 障害者	4 母子	5 生活保護			

注 1 申込みは、1世帯1箇所に限ります。

2 「募集区分」及び「現住宅の状況」の欄は、該当する項目又は番号に○を付けてください。

3 募集区分が「定期募集」のときは、「住戸番号」の欄は記入しないでください。

4 この申込書の作成に当たっては、入居案内書をよく読んでください。

5 文字は、丁寧に記入してください。

# 給与支払証明書

■ 住所 鉾田市鉾田4321

■ 氏名 鉾田 太郎

■ 就職年月日 29年 11月 1日

(給与締切日 每月 20日：支払日 翌月 10日)・賃金形態 ( 日給月給 制)

支 払 年・月	本 納	手当 (通勤手当等の非課税分は除く)					賞 与 (ボーナス)	総支給額 (非課税除く)
		○手当	○手当	手当	手当	手当		
30・1	200.000	12.000	8.500					220.500
30・2	200.000	12.000	6.000					218.000
30・3	200.000	12.000	6.000					217.000
・4								
・5								
・6								
・7								
・8								
・9								
・10								
29・11	108.000							180.000
29・12	200.000	12.000	9.000				100.000	321.000
計	980.000	48.000	30.500				100.000	1,158.500

上記のとおり給与を支払ったことを証明します。

令和 30年 4月 10日

給与支払者 住 所 鉾田市安房999  
社印  
名称及び氏名 茨城次郎

代筆者印

※この証明書は申込者のうち、去年1月から現在までに就職又は転職した場合に提出して下さい。  
また、内容については、市町村役場に申告されたものを参照があるので申し添えます。

## ■ 記載上の注意

- ア この証明書は申込み時に在職している勤務先で証明して下さい。
- イ 給与証明書は1ヶ月以上の実績が必要です。(満額支給)
- ウ 就職して1ヶ月に満たない場合は、鉾田市都市計画課まで問い合わせて下さい。
- エ 通勤手当等の非課税分は除いて下さい。
- オ 証明日よりさかのぼって、就職月まで記載して下さい。なお、12ヶ月以上になる場合は12ヶ月分まで記載して下さい。
- カ 給与の支払者が法人の場合は、法人名・代表者名を記載し、社印又は代表者印を、また個人の場合は、事業所名・支払者の住所・氏名を記載し、実印を押して下さい。

## 在職証明書

住 所 **水戸市笠原町978番6**

氏 名 **水戸 梅子**

生 年 月 日 **昭和52年9月1日**

就 職 年 月 日 **平成〇〇年〇〇月〇〇日**

勤務先所在地 **鉾田市安房999**

上記の者、在職していることを証明します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 **鉾田市安房999**

事業所名 **〇〇株式会社**

社印

代表者印

代表者名 **茨城 次郎**

※ この証明書は申込者のうち、就職年月日が不明な場合又は、市外居住者で市内に勤務している場合に提出して下さい。

### ■ 記載上の注意

勤務先が法人の場合は、法人名・代表者名を記載し、社印又は代表者印を押印して下さい。  
また、個人の場合は事業所名・支払者の住所・氏名を記載し、実印を押印して下さい。

# 退職予定証明書

■ 住 所 **水戸市笠原町978番6**

■ 氏 名 **水戸 梅子** (大・昭・平 **52年11月22日生 41才**)

上記の者 令和〇〇年〇〇月〇〇日付にて退職することを証明いたします。

(理由:本人提出の退職願い受理の為)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○

事業所名 (必ず〇〇会社押印お願いします。)

茨城県鉾田市安房999  
〇〇株式会社

代表者名 **茨城次郎**

代磨者印

## 記載上の注意

- ア. この証明書は、申込み時に在職している勤務先で証明して下さい。
- イ. 勤務先が法人の場合は、法人名・代表者名を記載、かつ社印または代表者印を押印して下さい。  
また個人の場合は、事業所名・支払者の住所・氏名を記載し、実印を押印して下さい。
- ウ. 退職日の2ヶ月前であること。

## 誓 約 書

退職後ただちに、退職を証明する書類を提出します。

入居指定日前に退職しない場合は、住宅をすぐに返還します。

申込者氏名

**鉾田太郎** ㊞

退職予定者氏名

**水戸花子** ㊞

# 婚約証明書

住所	茨城 県	鉾田	(市) 郡	鉾田	町 村	丁目	4321番	号
婚約者(男)氏名	鉾田 太郎				㊞			
勤務先	○○株式会社				TEL 0291-33-□□□□			

住所	茨城 県	水戸	(市) 郡	笠原	(町) 村	丁目	978番	6号
婚約者(女)氏名	水戸 梅子				㊞			
勤務先	○○株式会社				TEL 029-233-□□□□			

上記両名は、 令和〇〇年 〇月 〇日 入籍することを証明する。

令和〇〇年 〇月〇〇日

婚約者（男性側）親族

住所 鉾田市鉾田4321  
氏名 鉾田 一郎 ㊞  
続柄（本人との関係） 父

婚約者（女性側）親族

住所 水戸市笠原町978-6  
氏名 水戸 三郎 ㊞  
続柄（本人との関係） 父

## 誓 約 書

入籍後は速やかに戸籍謄本を提出し、入居後は必ず住民票を提出します。

婚約者(男)氏名 鉾田 太郎 ㊞  
婚約者(女)氏名 水戸 花子 ㊞

# 単身入居の入居者資格認定のための申立書

氏名 鹿島五郎	生年月日 昭和 平成 20年 8月 1日生(73歳)	男・女
現住所 鋤田市鋤田 1444番地1		

※該当するものにマル印を付け、あるは記入欄に記入して下さい。※

1. あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

①必要とする  ②必要としない

③上記1で「必要とする」とお答えになった方は、次の事項についてお答えください。

④上記1で「必要としない」とお答えになった方は、裏面の下方に署名捺印をして、緊急連絡先を記入してください。

2. 現在のあなたのすまい等の状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のすまい等は

①住宅 ②施設・病院等 ③その他（具体的に）

(2) 住宅におすまいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

①1階 ②2階（エレベーターの有無：有・無） ③3階以上（エレベーターの有無：有・無）

・同居している方は

①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設・病院等の名称は（）

・施設・病院等の種類は

①特別養護老人ホーム ②身体障害者養護施設 ③病院・診療所

④その他（）

・現在の施設・病院等から公営住宅への移転を希望する理由をご記入下さい。

3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市町村の認定を ①受けている ②受けていない

市町村の認定を受けている場合はその内容（「要支援1・2」、「要介護1・2・3・4・5」）

(2) 日常生活において何か福祉用具を使用していますか。

①使用している 福祉用具の種類（） ②使用していない

裏面につづく

4. あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。表中の該当する欄にマル印を記入して下さい。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込みをした公営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入して下さい。

項目	①現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか。			② ①において介護は必要と答えた場合、現在の介護（介助・援助）をどこから受けていますか。			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、公営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか。		
	不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による居 宅介護サ ービス	介護保険以外による介助・援助 公的機関（市町村、 保健所、支援センターなど）	介護保険 による居 宅介護サ ービス	介護保険以外による介助・援助 公的機関（市町村、 保健所、支援センターなど）	民間（ボランティア団体、 NPO、親族など）	
基本的な動作	居宅における移動								
	食事								
	お風呂								
	トイレ								
	着替え								
	炊事洗濯、掃除等、ふだんの家事								
その他	相談								
	見守り								

- 現在受けている介護（介助・援助）について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入下さい。

[ ]

- 現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知りておきたいがあれば、その具体的な内容をご記入下さい。

[ ]

- 入居申込みをした公営住宅において受けることを予定している介護（介助・援助）について、内容・頻度・実施団体名等具体的にご記入下さい。

[ ]

以上の申立のとおり相違ありません。

また、鉢田市が単身入居の入居資格の認定を行うに際し、市町村福祉担当部局に意見を求める必要がある場合において、鉢田市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村福祉担当部局に情報提供することに同意します。

鉢田市長 様

令和〇年 8月 1日

氏名 鹿島五郎 

※鉢田市が単身入居の入居者資格の認定を行うに際し、必要があると認めるときは、市町村福祉担当部局に意見を求めることがあります。その場合において、鉢田市が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、市町村福祉担当部局に情報提供することがあります。

【緊急連絡先】

フリガナ 氏名 行方一郎	いちらう	入居者との続柄 弟
住所 〒 311-1517 鉢田市鉢田 1234 番地		
電話番号 0291-36-7777	携帯電話番号 090-1234-5678	

## 市営住宅関係に関するお問い合わせ窓口

鉢田市建設部都市計画課

〒311-1592

鉢田市鉢田1444番地1 鉢田市役所2階

電話 0291-36-7754 (直通)

ファックス 0291-32-4443